

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの  
補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

2017年8月30日

第 24 卷 第 22 号



## 目次

- ASU 2017-12 が残したヘッジの概念
- ヘッジ会計モデルの主な変更
- 発効日及び移行措置
- ASU 2017-12 導入前の米国 GAAP 及び IFRS との比較
- 付録 — ヘッジ会計モデルの比較

# FASB がヘッジ会計の一定の改善を実現する基準を公表

マーク・ボルトン (Mark Bolton)、デニス・ロルフス (Denis Rolfes)、ケイシー・ファーシュ (Casey Fersch)、ジョン・ハワード (Jon Howard) (Deloitte & Touche LLP)

米国財務会計基準審議会 (FASB) は 2017 年 8 月 28 日、ASC 815<sup>1</sup> に定められているヘッジ会計の認識及び表示に関する規定を修正する ASU 2017-12<sup>2</sup> を公表した。同 ASU を公表した FASB の目的は次の通りである: (1) 報告事業体のヘッジ関係に関する財務報告とそのリスク管理措置の整合性を改善し、その事業体によるリスク管理措置に関して財務諸表の利用者に届けられる情報の透明性および分かりやすさを向上させること、(2) 財務諸表の作成者によるヘッジ会計の適用に伴う複雑性を軽減し簡便にすること。

公開企業に関しては、同 ASU は 2018 年 12 月 16 日以降に開始する年度及びその中間期間から適用しなければならない。なお、今回の公表をもって早期適用もすべての事業体に認められている。詳細については後述の発効日及び移行措置のセクションをご覧ください。

本 Heads Up では同 ASU の主な規定をまとめた。本 Heads Up の付録に、同 ASU による修正、同 ASU 導入前の米国で一般に公正妥当と認められている会計原則 (GAAP)、国際会計基準審議会 (IASB) による国際財務報告基準 (IFRS) 第 9 号<sup>3</sup> に基づくヘッジ会計モデルの間に存在する主な相違を示している。

1 FASB 会計基準のコード化体系 (ASC) トピック 815「Derivatives and Hedging (デリバティブとヘッジ)」

2 FASB 会計基準更新書 (ASU) 第 2017-12 号「Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities (ヘッジ活動の会計処理の一定の改善)」

3 IFRS 第 9 号「金融商品」はまた、IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」におけるヘッジ会計の規定に引き続き従うことを選択してもよいとしている。

FASB の新リース基準に関するよくある質問については、9月7日の午後2時(東部夏時間)から配信するDbriefs webcastをご視聴下さい。

## ASU 2017-12 の全体像

### 従来と変わらない点

- ・ 「極めて有効である(Highly effective)」の基準
- ・ 公正価値ヘッジに関するベンチマーク金利の概念(固定金利金融商品のヘッジ)
- ・ 自発的なヘッジ指定解除
- ・ ヘッジ文書を作成すべき時期。ただし、ヘッジ開始時の定量的有効性事前判定に関する文書を除く(金融機関に該当しない非公開会社及び所定の非営利事業体には、その他の軽減措置も認められる)

### 従来と異なる点

- ・ キャッシュフローヘッジ及び純投資ヘッジに関する期間的非有効性を個別に認識するという概念の削除
- ・ ヘッジ手段の公正価値の変動の認識及び表示
- ・ 事業体によるヘッジの有効性判定から除外された要素の認識及び表示
- ・ 通貨スワップにおけるクロスカレンシー・ベーススプレッドを事業体によるヘッジの有効性判定から除外できるという規定の追加
- ・ 事後的な有効性判定を定性的に実施することを選択できるという規定の追加
- ・ キャッシュフローヘッジにおける変動金利商品に関するベンチマーク金利の概念の削除。今後は、契約で定められた金利をヘッジ対象リスクに指定できる
- ・ 米国証券業金融市場協会(SIFMA: Securities Industry and Financial Markets Association) ミュニシパル・スワップ・レートのベンチマーク金利としての追加
- ・ ショートカット法に代わって「フォールバック」ロングホール法を指定できるという規定の追加
- ・ 金利リスクの部分期間公正価値ヘッジにショートカット法を適用できるという規定の追加
- ・ ヘッジ対象取引のタイミングがヘッジ手段の満期日に完全に一致しないときに、予定取引のキャッシュフローヘッジについてクリティカル・ターム・マッチ法を使用できるという規定の拡大
- ・ 新たな開示義務の追加と既存の開示義務の修正

### ASU 2017-12 が認めている追加的軽減措置

- ・ 金利リスクの所定の公正価値ヘッジ:
  - **ヘッジ対象の測定** — ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を計算するのに、契約上のクーポンキャッシュフロー合計のベンチマーク金利部分か又は契約上のクーポンキャッシュフロー合計のいずれかを使用できるという選択肢
  - **期限前償還可能な金融商品** — ヘッジ対象を満期より前に清算するという意思決定にベンチマーク金利の変動がどのように影響するかという点のみを検討できること
  - **部分期間ヘッジ** — 「ヘッジ対象になっているキャッシュフローのうち最初のキャッシュフローが発生した時に開始し最後のキャッシュフローの支払期限が到来した時に終了するみなし期間を用いて」、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を測定できること
  - **期限前償還可能な資産のポートフォリオヘッジ** — 期限前償還可能な資産で構成される、資産の入れ替えが行われないポートフォリオ部分(又は期限前償還可能な金融商品のポートフォリオを裏付けとする一つ以上の受益持分)を、測定時に期限前償還リスク又は信用損失を考慮に入れることなく公正価値ヘッジできる「ラスト・オブ・レイヤー」法の追加
- ・ 予定している非金融資産の購入及び売却に係る価格のうち、契約で定められた部分をヘッジできること
- ・ 金融機関に該当しない非公開会社及び所定の非営利事業体は、ヘッジ開始時にヘッジ関係の所定の要素を文書にしなければならないが、次の財務諸表一式を発行できる準備が整うまではヘッジの有効性判定を実施し文書にしなくてもよい

## ASU 2017-12 が引き継いだヘッジの概念

ASU 2017-12により、ヘッジ会計の適用が容易になり、かつ事業体のリスク管理措置が従来よりも会計処理に反映されるようになったため、ヘッジ会計モデルは大きく変わった。その変更は広範に及ぶが、FASBが残した、同ASU導入前の指針に基づく次のヘッジ会計の主要素を関係者は確認しておく必要がある：

- 「極めて有効である」<sup>4</sup>というヘッジ関係適格基準
- 次の処理が認められる点：
  - ヘッジ関係の指定を自ら解除する
  - ヘッジ対象の所定の構成要素に係るリスクをヘッジ対象リスクに指定する
  - クリティカル・ターム・マッチ法又はショートカット法を適用する
- 固定金利金融商品のヘッジ(すなわち、金融商品の公正価値ヘッジ)に関するベンチマーク金利の定義と概念
- 公開会社と、金融機関に該当する非公開会社がヘッジ文書を作成すべき時期。ただし、ヘッジ開始時の定量的有効性事前判定に関する文書を除く(詳細については後述する)
- 諸々の開示義務

## ヘッジ会計モデルに対する主な変更点

ASU 2017-12では、ヘッジ会計モデルに対していくつかの改善が図られている。主な改善を以下で概説する。

### ヘッジの期間的非有効性を個別に認識するという概念の削除

ASC 2017-12では、キャッシュフローヘッジおよび純投資ヘッジに関する期間的非有効性を個別に認識するという概念が削除されている(ただし、公正価値ヘッジの仕組みにおいては、経済的非有効性は引き続きそれらのヘッジに関する当期損益に反映させることになる)。FASBの見解によると、ヘッジ関係の有効部分と非有効部分の両方の影響を同一の財務報告期間に同一の損益計算書科目<sup>5</sup>に計上するよう事業体に求めることで、財務諸表の利用者は、その事業体のリスク管理措置と財務諸表へのその影響を把握しやすくなる。

こうした理論のもと、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち、ヘッジ関係の有効性判定から除外している部分でもヘッジ関係の一部であるとみなされ、ヘッジ対象による利益への影響と同じ損益計算書科目として認識する必要がある(純投資ヘッジの有効性判定から除外されている金額を除く)。しかしながら、提案時点のASUから一転し、FASBは、キャッシュフローヘッジにおける「予測通りにならなかった部分」については表示を規定すべきではないと判断した。よって、予定しているヘッジ対象取引が発生しない可能性が高いと最終的に判断した事業体は、そのヘッジ関係に関するその他の包括利益累計額(AOCI)から損益に振り替える額を、予定取引によって本来であれば影響を受けたであろう損益計算書科目に計上することを求められない。

<sup>4</sup> ASC 815は「極めて有効である」の定義を示していないが、実務においてこの文言は、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象項目又はヘッジ対象取引の公正価値又はキャッシュフローの変動との間で80%から125%の相殺が成立する場合と解釈されている。

<sup>5</sup> なお、ヘッジ対象の価値の変動が2つ以上の損益計算書科目に影響を及ぼすときは、ヘッジ手段の公正価値の変動を2つ以上の損益計算書科目に表示することになる場合がある。



## 全容の確認

ASU 2017-12 のパラグラフ BC145 及び BC146 にて FASB は、同 ASU 導入前のヘッジ会計モデルと異なり、ASU 2017-12 に基づく新たな会計モデルは、キャッシュフロー又は純投資のオーバーヘッジ<sup>6</sup>から生じる経済的無効性の認識時期を遅らせると認めている(また、導入前のヘッジ会計モデルのもとでは純投資のアンダーヘッジ<sup>7</sup>として認識される額は今後認識されなくなる)。しかしながら FASB は、新会計モデルにより関係者は次の利点が得られると考えている:(1)ヘッジプログラムの管理コストを軽減する、(2)財務諸表の利用者は、ヘッジプログラムが財務諸表にどのような影響を及ぼしているかをよりはっきりと特定できるようになるため、意思決定により役立つ情報が得られるようになる。

また、ASU 2017-12 のパラグラフ BC135 及び BC136 にて FASB は、一部の金融機関が次のような懸念を表明したことを認めている。すなわち、ヘッジ手段の公正価値の変動すべてを金利リスクのヘッジに関する受取利息及び支払利息に計上しなければならないという同 ASU の規定が原因で、それら金融機関の主な預貸利ざやに関する指標が大きく変動する可能性があるという懸念である。これらの金融機関はこれまで、そうしたヘッジに関する経過利子を、ヘッジ手段の公正価値のその他の変動を計上する科目とは異なる損益計算書科目に計上してきた。しかしながら FASB は、ヘッジ関係によるすべての影響を、同一の損益計算書科目に表示するよう事業体に求めることで、その事業体によるヘッジ戦略の透明性が向上し、意思決定により役立つ情報が投資家に示されるようになるという見解を最終的には押し通した。

## 認識及び表示 — ヘッジの有効性判定から除外される要素

ASU 2017-12 では、オプションの時間的価値若しくはその一部及びフォワードポイントをヘッジの有効性判定から除外できるという規定が残された。同 ASU はまた、通貨スワップにおけるクロスカレンシー・ベーススプレッドの公正価値の変動をヘッジの有効性判定から除外することを認めている。

公正価値、キャッシュフロー、および純投資ヘッジにおける除外要素については、同 ASU に基づく基本的な認識モデルは償却アプローチである。それでも、除外した要素の公正価値の変動を、その期に損益に計上することを選択できるが、そうした選択は、同様のヘッジに一律に適用する必要がある。

同 ASU の償却アプローチのもとでは、ヘッジの有効性判定から除外した要素の当初価値を、「規則的かつ合理的な方法」を用いてヘッジ手段の存続期間にわたり損益の調整として認識する。各会計期間には、次の(1)と(2)の差異があれば、その他の包括利益(OCI)(又は純投資ヘッジについては、OCIの為替換算調整(CTA)部分)に認識する:  
(1)除外した要素の公正価値の変動、(2)規則的かつ合理的な方法のもと損益の部に認識した額。

公正価値ヘッジにおいてヘッジ対象の指定解除をするとき、又はキャッシュフローヘッジにおけるヘッジ対象予定取引が発生しない可能性が高いと判断するときは、それらヘッジ対象について償却アプローチのもと AOCI に累積的に認識してきた額を当期損益に認識する。あるいは、償却アプローチのもと処理しているヘッジ関係が解消された場合は、除外した要素の公正価値の変動に関して AOCI に計上されている額を、次のいずれかにしたがい損益の部に振り替える:(1)ヘッジ対象予定取引が(キャッシュフローヘッジまたは純投資ヘッジに関する)損益に影響を及ぼすとき、(2)ヘッジ対象の他の要素の帳簿価額を(公正価値ヘッジに関する)損益の部に最終的に認識するのと同一の方法。

以下の償却アプローチの適用例は、同 ASU の実施指針にある例 31 から抜粋したものである(ASC 815-20-55-235 から ASC 815-20-55-238 を参照されたい):

<sup>6</sup> 実際のヘッジデリバティブの公正価値の変動累積額が、ヘッジ対象の公正価値の変動累計額を上回るときにオーバーヘッジは生じる。

<sup>7</sup> 実際のヘッジデリバティブの公正価値の変動累積額が、ヘッジ対象の公正価値の変動累計額を下回るときにアンダーヘッジは生じる。

## 例

20X0年12月31日、20X4年12月に1,000バレルの原油を購入することを見越して、原油価格が上昇した場合に生じ得るキャッシュフローの変動リスクを管理するためにヘッジ関係を締結した。この事業体は、1,000バレルの原油に係るアット・ザ・マネーのコールオプションを購入し、同オプションを、予定している原油購入のキャッシュフローヘッジにおけるヘッジ手段に指定し、9,250ドルの当初プレミアムを支払った。同事業体は、オプションの時間価値(すなわち、最初に支払ったプレミアム)をヘッジの有効性判定から除外することを選択し、除外した時間価値要素を認識するのに償却アプローチを適用した。

この事業体は、償却アプローチを適用するにあたり、定額償却パターンが規則的かつ合理的になると判断した。よって同事業体は、9,250ドルのオプションプレミアム(除外した要素の当初価値)を、オプションの存続期間にわたり定率(すなわち、1年当たり2,313ドル。当初価値の9,250ドルを4年で除して得た額)で償却し損益の部に認識する。この一定割合の償却額は、オプションを構成するその他の要素に係る公正価値の変動の程度又は方向に拘わらず各報告期間に認識することになる。

各報告期間に同事業体は:(1)当該報告期間中における公正価値の変動を反映させるためにオプションの残高を調整し、同額をOCIに認識する、(2)2,313ドルを(オプションの当初時間価値のその期における償却額に相当する)損益の部に個別に認識し、同額をOCIに認識する。この事業体はヘッジ関係の存続期間にわたって、ヘッジ対象による損益への影響を計上するのに使用すると想定する損益計算書科目(すなわち売上原価。この事業体は購入する原油を棚卸資産に認識することになるため)に、除外要素に関して損益に認識するすべての額を計上することになる。同事業体は、オプションの満了日にAOCIに残高があっても、購入した原油を最終的に販売するまでは売上原価に振り替えない。

## 認識及び表示 — ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動

下表に、ASU 2017-12 における最新のヘッジ会計・表示モデルに基づく、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る認識及び表示規定をまとめた：

	ヘッジの有効性判定に含めたヘッジ手段の要素		ヘッジの有効性判定から除外したヘッジ手段の要素		ヘッジ対象
	公正価値の変動を最初に認識する場合	ヘッジ対象が損益に影響するとき	規則的かつ合理的な償却方法	値洗い方式	
公正価値ヘッジ					
認識	損益計算書	該当なし	当初価値の償却 — 損益計算書	損益計算書	
			除外要素の公正価値の変動と、損益に認識する額に差異があるときは、規則的かつ合理的方法で OCI に計上する		ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動すべてを、ヘッジ対象の帳簿価額の調整として損益の部にその期に計上する
表示	ヘッジ対象による損益への影響と同一の損益計算書科目	該当なし	ヘッジ対象による損益への影響と同一の損益計算書科目	ヘッジ対象による損益への影響と同一の損益計算書科目	

	ヘッジの有効性判定に含めたヘッジ手段の要素		ヘッジの有効性判定から除外したヘッジ手段の要素		ヘッジ対象
	公正価値の変動を最初に認識する場合	ヘッジ対象が損益に影響するとき	規則的かつ合理的な償却方法	値洗い方式	
キャッシュフローヘッジ					
認識	OCI	損益計算書	当初価値の償却 — 損益計算書	損益計算書	
			除外要素の公正価値の変動と、損益に認識する額に差異があるときは、規則的かつ合理的な方法でOCIに計上する		ヘッジ対象が損益に影響を及ぼすときに、AOCIから振り替え、ヘッジ対象による損益への影響を表示するのと同じ損益計算書科目に表示する
表示	OCI/AOCI (貸借対照表)	ヘッジ対象による損益への影響と同一の損益計算書科目(予測通りにならなかった部分について、損益計算書の表示は規定されていない)	ヘッジ対象による損益への影響と同一の損益計算書科目	ヘッジ対象による損益への影響と同一の損益計算書科目	

	ヘッジの有効性判定に含めたヘッジ手段の要素		ヘッジの有効性判定から除外したヘッジ手段の要素		ヘッジ対象
	公正価値の変動を最初に認識する場合	ヘッジ対象が損益に影響するとき	規則的かつ合理的な償却方法	値洗い方式	
純投資ヘッジ					
認識	OCI(CTA)	損益計算書	当初価値の償却 — 損益計算書	損益計算書	
			除外要素の公正価値の変動と、損益に認識する額に差異があるときは、規則的かつ合理的な方法でOCI(CTA)に計上する		ヘッジ対象の純投資が損益に影響を及ぼすときに(すなわち、売却又は清算時)、CTA から振り替え、当該純投資による損益への影響を表示するのと同じ損益計算書科目(例えば、投資売却損益)に表示する
表示	OCI/AOCI(CTA)	ヘッジ対象による損益への影響と同一の損益計算書科目(例えば、投資売却損益)	損益計算書の表示の規定はない	損益計算書の表示の規定はない	

## ヘッジの有効性判定と文書作成に関する規定

### ヘッジの有効性の定量的判定と定性的判定

ASU 2017-12 は、ヘッジの完全有効性の想定を認める簡便法(例えば、ショートカット法やクリティカル・ターム・マッチ法)の適用条件をヘッジ関係が満たさない限り、ヘッジ開始時の定量的有効性事前判定を(ドル・オフセット法を用いるか、回帰などの統計的方法を用いて)実施しなければならないと定めている。



ヘッジ開始時に入手できる情報を用いて、ヘッジ指定後にヘッジ開始時の定量的有効性事前判定を実施することもできる。ただし、次のいずれかのうち早く到来した日までに同判定を完了させなければならない：

- 「四半期ごとのヘッジの有効性判定を初めて行う日」
- 「ヘッジ取引が含まれている財務諸表を発行する準備が整った日」
- 「[所定のヘッジ基準]が満たされなくなった日」
- 「ヘッジ手段の満期、売却、解約、又は行使日」
- 「ヘッジ関係の指定解除日」
- 「予定取引のキャッシュフローヘッジに関しては、(中略)予定取引が発生した日」

(1) 事業体がヘッジ関係についてヘッジ開始時の定量的有効性事前判定を実施した結果、極めて有効な相殺関係が存在することが示され、かつ(2) 当該事業体がヘッジ開始時に「定性ベースにてヘッジ開始以降の期間においても極めて有効であるという予想を合理的に証明」できる場合、当該事業体はヘッジ開始以降の事後・事前有効性判定を定性的に実施することを選択できる。そのためには、ヘッジ開始時に作成するヘッジ文書にて当該事業体は、次の(1)及び(2)の手続きを踏まなければならない：(1) 定性的判定の実施方法を示す、(2) 後になって、ヘッジ関係に関する事実及び状況の変化に鑑み、ヘッジ開始以降も定量的判定が必要であると結論付けた場合に代わりに使用する定量的判定方法を文書に示す。当該事業体は、ヘッジごとにこの選択をできる。



### 全容の確認

ASU 2017-12 は、極めて有効になるという予想を定性的に論理的に証明できるか否かを判定するには判断が必要であり、次の(1)から(3)の検討が要求されると指摘している：(1) 予測に基づく定量ベースでの当初有効性判定の結果、(2) ヘッジ手段とヘッジ対象の主要条件が一致する程度、(3) ヘッジ手段の原資産とヘッジ対象の原資産との間の相関の程度及び一貫性。

ASU 2017-12 はまた、「ヘッジ開始時のヘッジの有効性事前判定とヘッジ開始以降の有効性判定について同じ定量的判定方法を用いると文書に示さなければならない」と定めている。

この新基準は、当初選択を行なった後、事業体は「ヘッジ関係に関する事実及び状況に変化はなく、ヘッジ関係は極めて有効であったうえ、引き続き極めて有効になると定性的に主張できることを、財務諸表又は決算書を発行するたび、あるいは少なくとも3ヵ月ごとに証明し、文書にしなければならない」と定めている。ヘッジ関係が引き続き極めて有効であると定性的に主張し続けることを(単独で又は総合して)可能にする事実関係としては、例えば次のものが挙げられる：

- ヘッジ関係が極めて有効であったうえ、将来も極めて有効になるという予想を定性的に論理的に証明できると判定するそもその根拠になった要素に影響を及ぼすような事象又は状況が生じていない。この事実関係に関する分析においては、ヘッジ対象に組み込まれ得るキャップ又はフロアによるヘッジ関係の有効性全般への潜在的影響と、ヘッジ関係開始後のかかる仕組みの影響の変化を検討する必要がある。
- 相手方当事者の債務不履行リスクに関して好ましくない変化が生じていない。

ヘッジ開始後の有効性判定は定性的に実施すると当初は選択したが、後になって、ヘッジ関係に関する事実及び状況が変わり、定性的判定では十分ではなくなったと判断したときは、今回の新基準のもとでは、当該変化時に<sup>8</sup>、当初のヘッジ文書で指定した方法を用いて有効性を定量的に判定する必要がある。ヘッジの有効性判定を定量的に実施する必要が生じた又はそうすると選択した(例えば、自身によるヘッジの定性的有効性判定が引き続き適当であると確認したいときなど)後でも、最初の定性的判定で使用したのと同じ要素に基づいて定性的判定の妥当性を証明できるときは、定性的判定に戻ることができる。

## ベンチマーク金利および金利リスクの定義の修正

以前まで米国 GAAP では、公正価値ヘッジとキャッシュフローヘッジのいずれについても「金利リスク」は、「指定したベンチマーク金利の変動に起因してヘッジ対象の公正価値又はキャッシュフローが変動するリスク」と定義されていた。ASU 2017-12 では、「金利リスク」の定義が次のように見直されている：

- 「認識済みの変動利率型金融商品及び予定している変動利率型金融商品の発行又は購入に関しては、金利リスクとは、契約上定められている金利の変動に起因してヘッジ対象のキャッシュフローが変動するリスクをいう」
- 「認識済みの固定利率型金融商品に関しては、金利リスクとは、指定したベンチマーク金利の変動に起因してヘッジ対象の公正価値が変動するリスクをいう。予定している固定利率型金融商品の発行又は購入に関しては、金利リスクとは、指定したベンチマーク金利の変動に起因してヘッジ対象のキャッシュフローが変動するリスクをいう」

つまり、ASU 2017-12 では、変動利率型金融商品についてベンチマーク金利の概念が削除されているが、固定利率型金融商品については同概念が残されている。

見直し後の金利リスクの定義からうかがえるように、予定している債券の発行又は購入に伴う金利リスクのキャッシュフローヘッジでは、ヘッジ対象リスクの性質は、予定取引の性格に左右される。固定利率型債券を発行し又は購入すると予想する事業体は、ベンチマーク金利の変動に伴うキャッシュフローの変動性をヘッジすることになるだろう。予定している変動利率型債券の発行又は購入に関しては、契約上定められている利率の変動に伴うキャッシュフローの変動性をヘッジすることになるだろう。予定取引の性質がはっきりしないときは、(予定取引が結局は固定利率であれば)ベンチマーク金利の条件を満たし、(予定取引が結局は変動利率であれば)契約上定められた利率の条件を満たす利率の変動に起因するキャッシュフローの変動性をヘッジ対象リスクに指定することになる。

### 例

事業体 A が、予定している債券発行のヘッジ開始時に、その債券が固定金利になるか又は変動金利になるかがまだ分からないときは、ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) の変動に起因してキャッシュフローが変動するリスクをヘッジ対象リスクに指定できる。LIBOR であれば、結果として固定利率型債券を発行した場合にはベンチマーク金利としての条件を満たし、変動利率型債券を発行した場合には契約上定められた金利としての条件を満たす。

<sup>8</sup> 事実及び状況の変化をもたらした事象を特定できない事業体については、当期にヘッジの定量的有効性判定の実施を開始できる。

ASU 2017-12 ではまた、同基準導入前の指針のもと既に認められていたベンチマーク金利<sup>9</sup>に SIFMA のミュニシパル・スワップ・レートが追加されており、固定利率型免税金融商品に関する金利リスクのヘッジがしやすいようになっている。



### 全容の確認

SIFMA のミュニシパル・スワップ・レートは、当 ASU の導入前から既に認められていたベンチマーク金利に加えて、各事業体がヘッジを図ることが多い金利として利害関係者が新たに特定したものである。当 ASU のパラグラフ BC71 に記載されているように、SIFMA のミュニシパル・スワップ・レートは、「信用の質が高い米国内地方自治体が短期資金を獲得する際の平均利率であり、現在、地方債の発行において参照されることが圧倒的に多い利率である」。

FASB はまた、プライムレートの総合指数を所定のベンチマーク金利に追加することも検討したが、最終的には、ベンチマーク金利に高い水準の信用リスクが組み込まれかねないという懸念からこのアイデアは採用しなかった。

また FASB は、ベンチマーク金利の定義に、特定の金利が広く使用されるようになるだろうという予想概念を組み込むことも差し控えた。そうした概念が組み込まれていれば、米国における適格ベンチマーク金利として明示されているリストに無い利率を場合によっては使用することが可能になっていた。しかしながら FASB は、ベンチマーク金利を追加する必要性が生じたとしても、金融市場の動向によって正当性が認められれば都度対応できるだろうという自らの見解に鑑み、この修正の必要はないと判断した。

## ショートカット法とクリティカル・ターム・マッチ法

ASU 2017-12 は、ショートカット法とクリティカル・ターム・マッチ法のいずれも残し、これらの手法を適用するための条件を緩和している。ショートカット法の適用を試みた結果生じた修正再表示の件数に関する懸念に対応する形で、ASU 2017-12 はショートカット法の会計処理規定を更新しており、事業体が次の a 及び b を証明できるときは、ヘッジ関係がショートカットの基準を満たさなくなったと判断した事業体でも、ロングホール法のもとそのヘッジ関係を継続できる（そして、元来のヘッジ関係の指定解除を余儀なくされることを回避できる）としている：

- a. [その事業体が]ヘッジ開始時に、ショートカット法が適当でなかった又はヘッジ関係の存続期間中に適当ではなくなったときにどの定量的方法を用いてヘッジの有効性を判定し、ヘッジの結果を測定するかを文書にしていた
- b. ヘッジ関係が将来的及び遡及的に極めて有効で、ショートカット法の適用基準が満たされなくなった期間中も、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値又はキャッシュフローの変動を十分相殺していた<sup>10</sup>

基準(a)が満たされないときは、ショートカット法の適用基準が満たされていなかった期間及びそれ以降の全期間においてヘッジ関係は無効になる。それ以外のときは(基準(a)が満たされるときは)、基準(b)が満たされていなかった全期間においてヘッジ関係は無効になる。

また ASU 2017-12 では、ショートカット法の適用基準が一部見直されており、金利リスクの部分期間公正価値ヘッジにもショートカット法が適用できるようになった。

それにくわえ ASU 2017-12 では、クリティカル・ターム・マッチ法を適用できる範囲も拡大されており、予定取引の集合に係るキャッシュフローヘッジにも適用できるようになっている。「予定取引の発生日とデリバティブの満期日が同じ 31 日の期間又は同じ会計月にあるときで」、クリティカル・ターム・マッチ法の他の適用基準がすべて満たされている場合、かかるヘッジはクリティカル・ターム・マッチ法の適用基準を満たすことになる。

<sup>9</sup> 米国のその他のベンチマーク金利は次の通りである：(1)米国政府直接財務証券債務(direct Treasury obligations of the U.S. government)に係る金利、(2) LIBOR スワップレート、(3)フェデラルファンド実効スワップレート(又はオーバーナイト・インデックス・スワップレートとも呼ばれる)。

<sup>10</sup> この有効性判定をするには、ヘッジ関係がショートカット法の適用基準を満たさなくなった日の時点で存在していたヘッジ手段及びヘッジ対象の条件を使用する必要がある。ヘッジ対象の代わりに仮想デリバティブを使用しているキャッシュフローヘッジでは、ヘッジ開始時における仮想デリバティブの価値をゼロに設定する。

ASU 2017-12 導入前の指針のもとでは、予定取引とデリバティブの清算時期が一致しないときは、非有効部分がごく僅かであることを証明する必要があった。



### 全容の確認

先のヘッジの有効性の定量的判定と定性的判定セクションで説明した通り、所定の基準が満たされているときは、ヘッジの有効性を定性的に事前・事後判定できる。その後も、定性的判定を実施できる条件が満たされなくなるほどの事実及び状況の変化が生じてないと結論付けられる限り、当該事業体は定性的判定の実施を継続できる。

しかしながら FASB は、ヘッジ関係にクリティカル・ターム・マッチ法を適用するにあたっての厳しい会計基準をそれ以上は変更しなかった。したがって、ヘッジ手段又はヘッジ対象の主要条件に変更があれば、次の(1)及び(2)の措置を余儀なくされる：(1)ヘッジ対象リスクに起因する公正価値又はキャッシュフローの変動は完全に相殺されないと結論付ける、(2)クリティカル・ターム・マッチ法の適用を中止する。クリティカル・ターム・マッチ法を用いるときは、事業体は(相手方当事者の債務不履行リスクの検討以外は)有効性を判定するのに理論的な判断を一切する必要がないうえ、クリティカル・ターム・マッチ法の適用にあたっては、ヘッジ開始時にヘッジの有効性を定量的に事前判定することが求められないため、定性的判定の実施よりもクリティカル・ターム・マッチ法の適用の方が事業体にとって条件が厳しくなるというのは当然であるというのが FASB の見解である。

## 金利リスクの公正価値ヘッジ

ASU 2017-12 では、金利リスクの公正価値ヘッジに係る会計処理を簡便にし、かつ各事業体によるリスク管理措置をより適切に反映する会計処理になるような改善がいくつか図られている。

### ベンチマーク部分のキャッシュフローを用いたヘッジ対象の公正価値に係る変動の測定

当 ASU が導入される前は、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を算定するのに契約上のクーポンキャッシュフロー合計を使用しなければならなかった。他方 ASU 2017-12 では、金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の公正価値に係る変動を計算するのに、次の(1)と(2)の中から選択できると定められている：(1)契約上の全クーポンキャッシュフロー、(2)ヘッジ開始時に定めた、ベンチマーク金利部分に関するキャッシュフロー。

この測定にベンチマーク金利部分のキャッシュフローのみを使用できるとすることで、信用スプレッドに関する経済的非有効性の認識が排除されるため、事業体はヘッジ会計による純損益への影響を軽減できる。

この処理を選択することで得られるであろう便益を、当 ASU の実施指針にある例 16 (ASC 815-25-55-100 から ASC 815-25-55-108 を参照) から抜粋した次の例に示す：

## 例

事業体 XYZ は 20X0 年 7 月 2 日、期間 5 年で A1 格付けの固定利率型債券 1 億ドルを、年率 8% の半年利払いとして額面で発行した。また XYZ は同日、想定元本 1 億ドル、期間 5 年、固定金利 8% の受取り、LIBOR + 200 ベーシスポイントの支払い(すなわち、現在の LIBOR は 6%)で、半年ごとに清算される金利スワップを締結し、同スワップを、1 億ドルの負債に係る金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ手段に指定した。(1)現在のベンチマーク金利の水準でイールドカーブはフラットであり、かつ、(2)20X0 年 12 月 31 日に LIBOR スワップレートは 100 ベーシスポイント上昇し 7% になったと仮定する。また、ヘッジ関係の有効性が変わるような相手方当事者の信用力又は信用スプレッド若しくはファンディングスプレッドの変動は生じなかったと仮定とする。

下表に、金利リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を、契約上のクーポンキャッシュフローのうちベンチマーク金利部分を用いて計算することで、損益への影響が軽減されることを示す。

	金利スワップの 受取部分	金利スワップの 支払部分	契約上の全 キャッシュフロー を用いた計算	ベンチマーク部 分のキャッシュ フローを用いた計 算
当初公正価値(支払い及び受取りの 正味公正価値として表示されるス ワップ)		\$ 0	\$ 100 百万	\$ 100 百万
20X0 年 12 月 31 日時点の公正価 値				
割引率(半年利率)	3.5%	3.5%	4.5%	3.5%
残りの期間の数	9	9	9	9
半年ごとの支払い	\$ 4 百万	\$ 4.5 百万	\$ 4 百万	\$ 3 百万
公正価値	\$ 30,430,746	\$ (34,234,589)	\$ 96,365,605	\$ 96,196,157
公正価値の純変動額		\$ (3,803,843)	\$ 3,634,395	\$ 3,803,843
ヘッジによる純損益への影響額			\$ 169,448	\$ 0

当 ASU では、提案されていたマーケットイールド・テストが削除されている。仮に同テストが盛り込まれていれば、ヘッジ開始時にヘッジ対象の最新の市場利回りがベンチマーク金利より低いときは、計算に契約上の全キャッシュフローを使用することが必要になっていた。

## 期限前償還可能な商品の公正価値の測定

コーラブル債などの期限前償還可能な商品について ASU 2017-12 は、金利リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動を計算する時に事業体は「ベンチマーク金利の変動が、ヘッジ対象を満期前に清算するという決定にどのような影響を及ぼすかという点のみを検討すればよい」と定めている。つまり、ヘッジ対象の簿価を調整する時は、ヘッジの有効性を判定する時に検討する要素と同じ要素を検討することになる。

同 ASU 導入前は、その事業体がヘッジ対象リスクに金利リスク以外を指定していなかった場合でも、債務者にヘッジ対象を満期前に清算することを促すだろうすべての要素(例えば、金利、信用スプレッドその他要素の変動)を検討することが、事実上、事業体には求められる状態になっていた。同 ASU は、ヘッジの有効性を判定する時に、清算の意思決定に影響を及ぼし得るベンチマーク金利の変動以外の要素を無視できるとしており、ヘッジ関係が「極めて有効である」という基準を従来よりも満たしやすくなっている。

例えば、ある事業体が(1)コーラブル債が有する金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジの有効性を判定する際に、(2)ベンチマーク金利の変動に起因するコーラブル債の公正価値の変動を測定する時、今後は、当該事業体は、当該債券を償還するという債務者の意思決定にベンチマーク金利の変動がどのように影響を及ぼすかのみを検討すればよい(信用リスクやその他要素の変動を検討しなくてもよい)。

## 金利リスクの部分期間ヘッジ

ASU 2017-12 はまた、ヘッジ対象金融商品の期間の一部のみについて金利リスクの公正価値ヘッジを締結したいと希望する事業体のために緩和措置を定めている。同 ASU 導入前の指針のもとでは、そうした部分期間のエクスポージャーのヘッジは認められないことがほとんどであった。理由は、ヘッジ対象の元本返済時期とヘッジ手段のデリバティブに係る満期日が異なるため、ヘッジ対象エクスポージャーの公正価値の変動を相殺するうえで極めて有効になるヘッジ手段のデリバティブを見つけることが難しいという点にあった。

ASU 2017-12 のもとでは、事業体は「ヘッジ対象になっているキャッシュフローのうち最初のキャッシュフローが発生した時に開始し最後のキャッシュフローの支払期限が到来した時に終了するみなし期間を用いて」、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を測定できる。また、ヘッジ対象のみなし満期日は、ヘッジ対象になっているキャッシュフローの最後のキャッシュフローの支払期限が到来した日になる。したがって元本の支払いは、指定した部分期間の終了時に発生するとみなされる。

### 例

期間 5 年の繰上償還不能な固定利率型債券 1 億ドルを発行した事業体が、期間 2 年、固定金利の受取り、変動金利の支払いで、想定元本 1 億ドルの金利スワップを、同債券の当初 2 年における金利リスクの公正価値ヘッジに指定したとする<sup>11</sup>。この事業体は、ベンチマーク金利の変動に起因する債券の公正価値の変動を計算してヘッジによる効果を記録する時、計算上の仮定として次の(1)と(2)を使用できる：(1)ヘッジ対象債券の期間は 2 年である、(2)債務残高の返済は 2 年目終了時に行なわれる。

ショートカット法の修正に関する説明で先に示した通り、ASU 2017-12 のもとでは、金利リスクの部分期間公正価値ヘッジにもショートカット法を適用できる。

また、期限前償還可能な金融商品について、指定したヘッジ対象部分期間が、当該商品の償還を行うことができる日以前に終了する場合は、指定されたヘッジ対象は実質的には繰上償還不能になる点に注意する必要がある。よってかかるヘッジ関係については、ヘッジの有効性を判定する時、又はヘッジ対象の公正価値の変動を測定する時に、期限前償還リスクを考慮に入れる必要がない(これは、繰上償還可能な金融商品のキャッシュフローヘッジにおける期限前償還リスクの検討のあり方とも一致する)。



### 全容の確認

各事業体は自己のヘッジ規程に従って、部分期間ヘッジ関係におけるヘッジ対象の簿価修正を行う必要がある。当該規程では、ヘッジ関係の存続期間にわたり認識すると規定されていることが多い。ヘッジ関係終了時には、簿価修正額を、ヘッジ対象のその他のプレミアムやディスカウントを償却する方法と同一の方法で償却する必要がある。

<sup>11</sup> 部分期間公正価値ヘッジにおいては、契約上の最初のキャッシュフロー又は支払いが発生し始める時をヘッジ対象期間の開始時に指定しなければならないわけではない。むしろこの事業体は、どの単独の支払い又は連続の支払いでもヘッジ対象に指定することができた。

## ラスト・オブ・レイヤー法

FASB は、当初の提案後に関係者から寄せられた今回のプロジェクトに関する意見へ対応するために、ASU 2017-12 にラスト・オブ・レイヤー法を盛り込んだ。同法のもとでは、期限前償還可能な資産で構成される、資産の入れ替えが行われないポートフォリオ(クローズドポートフォリオ)に、期限前償還リスク又は信用リスクを考慮に入れることなく、それら資産を測定する際に公正価値ヘッジを適用できる。また同法は、期限前償還可能な金融商品のポートフォリオを裏付けとする一つ以上の受益持分(モーゲージ証券など)にも適用できる。

ラスト・オブ・レイヤー法では、事業体は金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象に、「期限前償還や債務不履行など、キャッシュフローの時期及び額に影響を及ぼす要素によって影響を受けると」予想しない資産の額(ラスト・オブ・レイヤー)を指定する。この指定は、先に説明した部分期間ヘッジの選択と同時に進行することになる。<sup>12</sup>

同指定の裏付けを示すために事業体は、部分期間ヘッジの選択において文書にしたヘッジ対象のみなし満期日になってもヘッジ対象(すなわち、ラスト・オブ・レイヤー)は未決済のままになるだろうという予想を裏付ける分析を実施した証拠を当初ヘッジ文書に含める。その分析には、クローズドポートフォリオ(又は、受益持分については原資産)のキャッシュフローの時期及び額に影響を及ぼし得る要素(例えば期限前償還や債務不履行)に関するその事業体の最新の予想が反映されている必要がある。ただし ASU 2017-12 のもとでは、期限前償還や債務不履行などの事象の影響は、クローズドポートフォリオ又は受益持分のうち、ヘッジ対象(ラスト・オブ・レイヤー)に指定されていない部分に先に生じるとみなすことができる。

ヘッジ開始以降のヘッジの有効性判定日でも事業体は毎回、みなし満期日時点でヘッジ対象(すなわち、ラスト・オブ・レイヤー)は未決済のままになるだろうという予想を裏付ける分析を実施し、文書にしなければならない。最新の分析には、期限前償還や債務不履行の程度など、キャッシュフローの時期及び額に影響を及ぼし得る要素に関する事業体による最新の予想が反映されている必要がある。また、ヘッジ開始時と同じ方法を使用する必要がある。



### 全容の確認

ASU 2017-12 は、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象ポートフォリオは、ヘッジ対象に指定されたリスク・エクスポージャーを共有する「同類の」資産のみで構成されなければならないという規定には変更を加えなかった。ただし、ラスト・オブ・レイヤー法を適用する事業体は、部分期間公正価値ヘッジの選択と、契約上のクーポンキャッシュフローのうちベンチマーク金利部分を用いてヘッジ対象の変動を測定するという選択を組み合わせることで、この基準を充足できる。当 ASU のパラグラフ BC112 にその旨が示されている:

(a)すべての資産のみなし満期が同一であり、かつ(b)期限前償還リスクがヘッジ対象の測定に影響しないときに、契約上のクーポンキャッシュフローのうちベンチマーク金利部分を使用する場合、すべてのヘッジ対象のベンチマーク金利クーポンは一律になる。ポートフォリオの資産の入れ替えが行なわれないため、この選択を行なったときは、同類資産のテストを実施する必要があるのはヘッジ開始時のみである。さらに、ヘッジ会計上、ポートフォリオを構成する資産はすべて、満期日及びクーポンが同一の、元本分割償還及び期限前償還がなされない資産とみなされ、同類資産テストは定性的に実施することになる。

<sup>12</sup> 同 ASU のパラグラフ BC125 はさらに、ラスト・オブ・レイヤー法に基づいてヘッジ対象を指定する事業体は、かかるヘッジ関係にショートカット法を適用できないと補足している。

上で述べた通り、ラスト・オブ・レイヤー法のもと指定したヘッジ関係の会計処理を行うときは、金利リスクの変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を測定する際に期限前償還リスク及び信用リスクを除外できる。また、各報告日に、ヘッジ対象リスク(すなわち金利リスク)の変動に起因するヘッジ対象に係る損益について、他の公正価値ヘッジについて行う場合と同じ方法で、ヘッジ対象の簿価を調整することになる。この簿価修正額は、クローズドポートフォリオ全体に配分することも、又は規則的かつ合理的な方法を用いてポートフォリオ内の個別の資産に配分することもできる。



### 全容の確認

ヘッジ会計が原因で生じる簿価調整額をラスト・オブ・レイヤー法を用いてどのように配分するかを検討する際、他の会計基準の適用との潜在的な絡みを考慮に入れる必要がある。例えば、ラスト・オブ・レイヤー法のもとヘッジしているクローズドポートフォリオを構成する資産の簿価修正が、信用損失を合算して見積もる金融資産で構成される複数の集合に影響する可能性がある。そうした金融資産の集合の特定は、ASU 2016-13 を適用するときさらに重要な問題になり得る。<sup>13</sup>

ヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤー全額がみなし満期日時点で未決済のままになると予想できなくなったという結論をいずれかのヘッジ有効性判定日に導き出した事業体は、少なくとも、ヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤーのうち未決済になると予想できなくなった部分についてはヘッジ会計を中止しなければならない。さらに、ヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤーが現時点で、期限前償還可能資産で構成されるクローズドポートフォリオ又は期限前償還可能資産に対する一つ以上の受益持分の残高を超過していると判断した判定日に、ヘッジ関係全体を中止しなければならない。ヘッジの全部又は一部を中止する場合、それまでのヘッジ会計が原因で生じた簿価修正残高(又はその一部)を、クローズドポートフォリオを構成する個別の資産に規則的かつ合理的な方法で配分する必要が生じる。かかる配分額は、米国 GAAP に基づく「各資産に関係するその他のディスカウント又はプレミアムの償却と同一の」期間にわたり償却しなければならない。ただし、ラスト・オブ・レイヤー法には罰則基準が組み込まれていない。よって、ラスト・オブ・レイヤーのヘッジ関係を中止することが必要になったとしても、将来、同様のヘッジ関係を再び指定できる。

#### 例

事業体 XYZ について次を仮定する：

- 満期が最長 30 年の固定利率型期限前償還可能金融資産で構成されるクローズドポートフォリオ(以下「ポートフォリオ X」という)を有する。それら資産の固定利率と満期はそれぞれ異なる。
- ポートフォリオ X の未決済の元本残高は 3 億ドルである。
- 事業体 XYZ は、向こう 5 年のベンチマーク金利の変動に起因する、ポートフォリオ X を構成する金融資産の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジしたいと望んでいる。
- 期限前償還や債務不履行の程度など、ポートフォリオ X におけるキャッシュフローの時期及び額に影響を及ぼし得る要素に関する最新の予想に基づき、事業体 XYZ は、未決済の元本残高は 5 年の期間終了時点で 1 億 5,000 万ドルを割り込まないと予想している。
- 事業体 XYZ は、金利リスクをヘッジするために、元本の逦減を伴わない、期間 5 年、変動金利受取り、固定金利支払いで、想定元本 1 億 5,000 万ドルの金利スワップを実行した。

<sup>13</sup> FASB 会計基準更新書第 2016-13 号「Measurement of Credit Losses on Financial Instruments(金融商品に係る信用損失の測定)」



**ラスト・オブ・レイヤー法 — ヘッジ開始時の適用**

- 事業体 XYZ は、ポートフォリオ X 内の未払元本残高のうち最後の 1 億 5,000 万ドルに係る向こう 5 年の利息の受取りをヘッジ対象に指定し(すなわち部分期間ヘッジの選択)、契約上のクーポンキャッシュフローのうちベンチマーク金利部分(LIBOR)を用いてヘッジ対象(すなわちラスト・オブ・レイヤー)を測定することを選択した。
- 事業体 XYZ は、次の予想及び結論を裏付ける分析を実施した:(1)ヘッジ対象は、部分期間ヘッジの選択に基づくみなし満期日時点で未決済のままになるという予想、(2)ASU 2017-12 のもと、ポートフォリオ X に含まれる資産は同類であるという結論。
- 指定した 1 億 5,000 万ドルの未払元本残高(ラスト・オブ・レイヤー)はヘッジ期間終了時点でも未決済のままになると予想されるため、事業体 XYZ は、ヘッジ関係が極めて有効になると予想されるか否かを判定する際に期限前償還リスク及び債務不履行リスクを無視できる。

**ラスト・オブ・レイヤー法 — ヘッジ開始以降の期間における適用**

- 部分期間ヘッジ、クーポンのベンチマーク金利部分の使用、及びラスト・オブ・レイヤーの指定を XYZ が選択した結果、ヘッジ対象のラスト・オブ・レイヤーは実質、ポートフォリオ X 内における同質のローン及びキャッシュフローの集合に形を変え、XYZ は、測定の際に期限前償還及び債務不履行を無視でき、かつ、ポートフォリオ X 内の資産が同類であるか否かをヘッジ開始以降も判定しなければならないという要求を逃れられる。
- 指定したヘッジ関係は、ヘッジ関係の主要条件がそれぞれ一致していることに鑑みると、四半期ごとのヘッジ有効性判定に合格すると考えられる。
- 事業体 XYZ は、ヘッジ関係が存続する間に生じるヘッジ会計の簿価修正の会計処理を、ポートフォリオ X 全体のレベル(すなわち、指定ヘッジ対象のレベル)で行うか、又は規則的かつ合理的な方法を用いてポートフォリオ X 内の個別資産レベルで行うかを選択できる。
- 各有効性判定日に XYZ は、ヘッジ対象期間終了時の未払元本残高が 1 億 5,000 万ドル(すなわち指定ヘッジ対象エクスポージャー)を割り込まないという予想を裏付ける分析を実施する。XYZ がいずれかの判定日に、ポートフォリオ X の未決済残高がみなし満期日時点で 1 億 5,000 万ドルを割り込むと予想するという結論に達した場合、XYZ は、少なくとも指定ラスト・オブ・レイヤーのうち、みなし満期日時点で未決済のままになると予想できなくなった部分についてヘッジ会計を中止し、規則的かつ合理的な方法を用いて、簿価修正残高の関係部分をクローズドポートフォリオ内の個別資産へ配分しなければならなくなる。

**非金融資産部分をヘッジ対象に指定できる**

当 ASU 導入前の米国 GAAP のもとでは、非金融資産に伴うリスク・エクスポージャーをキャッシュフローヘッジしたいと望んでも、次の(1)又は(2)のいずれかに起因するキャッシュフローの変動リスクしかヘッジ対象リスクに指定できなかった:(1)購入又は売却価格のあらゆる変動、(2)為替レートの変動。一方で、金融商品のキャッシュフローヘッジについては、キャッシュフローの変動全般に係るリスク又は一つ以上の個別リスクのいずれかをヘッジ対象リスクに指定できた。

非金融資産要素に関係するエクスポージャーのヘッジに関するこうした制約が原因で、事業体によるヘッジ会計の結果と実際のリスク管理措置との間で整合性が失われることがしばしばあった。さらに、コモディティで構成されるポートフォリオのヘッジをしたくても、すべての価格変動をヘッジしなければならないという要件があるため、それぞれのコモディティの価格が同一の指数を基にしているときでさえも、受け取った場所によってコモディティの輸送費用が異なるなど他の条件の相違が原因で非有効性が生じ、ヘッジがなかなかできなかった。

ASU 2017-12 は、予定している非金融資産の購入又は売却のヘッジにおけるヘッジ対象リスクに、「契約上定められた構成要素の変動に起因するキャッシュフローの変動リスク」を指定できるとする緩和措置を定めている。同 ASU は、契約上定められた構成要素とは、「非金融資産の購入又は売却契約に明示されている指数又は価格で、事業体自身の営業に応じて計算され又は測定される指数又は価格を除くもの」と定義している。FASB の見解によると、非金融資産の購入又は売却について構成要素のヘッジをできるようにすることで、その事業体によるリスク管理措置が財務報告に一層反映されるほか、事業体は、複数のサプライヤーから受領するコモディティ又は複数の場所で引き渡されるコモディティに関連するキャッシュフローの変動性のヘッジを実行しやすくなる。同 ASU ではまた、金融アイテムのヘッジモデルと非金融アイテムのヘッジモデルの対称度合いが増しており、各事業体はいずれの種類のアイテムについても、キャッシュフローの変動合計の構成要素をヘッジできる。



### 全容の確認

当 ASU では、契約上定められた構成要素が盛り込まれている可能性がある契約の性質及び形態について、FASB は補足を示すことを差し控えた。ただし ASC 815-20-55-26A には、「非金融資産を購入又は売却する価格を裏付ける契約にその構成要素が明示されている場合は、契約上定められた構成要素の定義は満たされたとみなされる」と記載されている。

非金融資産の購入又は売却について、契約上定められた構成要素の変動に起因するキャッシュフローの変動性をヘッジ対象リスクに指定できるか否かの判断は、以下に示すように契約の性質に左右される：

- 契約全体がデリバティブであり、かつ、事業体が通常の購入及び通常の売却に係る適用除外を適用するときは、当該事業体は契約上定められた構成要素をヘッジ対象リスクに指定できる（通常の購入及び通常の売却に係る適用除外の適用を怠った場合、契約上定められた構成要素の指定ができない）。
- 契約全体がデリバティブというわけではないときは、主契約における契約上定められた構成要素のうち、デリバティブ以外の部分を（すなわち、組み込みデリバティブがあるときはそれを分離させたうえで）ヘッジ対象リスクに指定できる。

また当 ASU は、契約上定められた構成要素のヘッジを次のいずれかのときでも指定できるとしている：(1)ヘッジが当該契約期間よりも長いとき、(2)非金融資産を売却又は購入する契約がまだ存在しないとき（ただし、上に示した条件が将来の契約で満たされるうえ、キャッシュフローヘッジのその他すべての基準が満たされている場合）。事業体が当該契約を締結する時に、上に示した条件の充足を改めて判定し、契約上定められた構成要素がヘッジ対象リスクとして指定される条件をやはり満たしているかを判断することになる。仮に、当該契約を締結する時点になって、契約上定められた構成要素に変更があった場合（例えば、ヘッジ文書で定められているコモディティと異なるグレードのコモディティが、締結された契約で定められたなど）、当該事業体は必ずしもそのヘッジ関係を指定しなければならないわけではない。ただし指定する場合は、ヘッジ会計の適用継続を正当化するために、ヘッジ関係がやはり極めて有効で、変更したヘッジ対象リスクに起因するキャッシュフローを相殺できると証明しなければならない。



### 全容の確認

当 ASU による修正は、指定したヘッジ対象リスクの変更に関するこの指針を、非金融アイテムのヘッジに限定していない。したがって例えば、金融アイテムのキャッシュフローヘッジでも、(1)ヘッジ関係の存続期間中に、指定したヘッジ対象リスクに変更があった（例えば、確定した取引において参照されている金利指数が、ヘッジ文書にて定められている予定取引に係る金利指数と異なるなど）場合で、(2)ヘッジ手段がやはり極めて有効で、変更したヘッジ対象リスクに起因するキャッシュフローを相殺できると結論付けられるときは、ヘッジ会計の適用継続が認められる。

## 所定の非公開会社及び非営利事業体に認められる文書作成に関する緩和措置

### ヘッジ開始時のヘッジの定量的有効性事前判定の実施時期

金融機関に該当しない非公開会社並びに非営利事業体<sup>14</sup>に関して、ASU 2017-12 は次の(1)及び(2)の時期について特別緩和措置を定めている：(1)ヘッジ開始時及び開始以降におけるヘッジの有効性判定の実施、(2)関連文書の作成。かかる事業体は、ヘッジ開始時に文書化しなければならないヘッジ関係の要素は一部に限定され、次の期中又は年次財務諸表一式を発行できる準備が整うまで(期中財務諸表については発行する場合のみ)、ヘッジ開始時及び開始以降におけるヘッジの有効性判定を(定量的判定であるか定性的判定であるかにかかわらず)実施し文書にすることを求められない。

当 ASU のもとでは、各事業体はヘッジ開始時にヘッジ関係について次の情報を指定することになる：

- a. ヘッジ関係...
- b. ヘッジ手段...
- c. ヘッジ対象... (該当する場合は)確定約定や予定取引を含む...
- d. ヘッジするリスクの性質

ヘッジ開始時に、ヘッジの有効性を判定するのに使用する方法を指定する必要はない。したがって、ヘッジの有効性判定を実施し文書にするまで、判定に使用する方法についての文書化は先送り可能である。



#### 全容の確認

当 ASU の文書作成に関する緩和措置は、条件を満たす事業体がいつヘッジの有効性判定を実施・文書化するかということと、当該判定を実施するのに用いる方法をいつ文書化するかという「タイミング」にのみ関係する。文書の内容や有効性判定の頻度に関しては、緩和措置が定められていない。当 ASU は、「ヘッジ開始時及びそれ以降の有効性判定は、財務諸表を発行できる準備が整う日まで先送りできるが、この文書作成を遅れて行うときは、ヘッジ開始時及びヘッジ開始以降における四半期ごとの判定日時点の情報をを用いて当該判定は行うものとする」と補足している。

当 ASU による修正は、ASC 815 における簡素化ヘッジアプローチのもと認められている文書作成時期に関する緩和措置に取って代わるものではない。

## 開示義務

ASU 2017-12 には、新たな開示義務及び既存の開示義務の修正が盛り込まれている。また、ASC 815 における説明用の開示例が更新されている。さらに、ヘッジ会計モデルの更新に開示義務を適合させるために、当 ASU では、ヘッジの非有効部分の額を開示しなければならないという規定が削除されている。さらに、次の情報を表形式で開示することが必要となった：

- 次の(1)と(2)の両方：(1)財務業績報告書(statement of financial performance)に計上されている、公正価値ヘッジ又はキャッシュフローヘッジによる影響がある各収益及び費用科目の合計額、(2)かかる科目へのヘッジの影響
- 公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象の条件を満たし、同対象に指定した科目の簿価と簿価修正累計額。この開示の中で、ラスト・オブ・レイヤー法のもと指定したヘッジ関係に関する詳細も、次の(1)から(3)を含め示さなければならない：(1)クローズドポートフォリオ(受益持分)の償却後原価、(2)指定したラスト・オブ・レイヤーの額、(3)ラスト・オブ・レイヤーに関する簿価修正額。

<sup>14</sup> 「証券取引所又は店頭で(に)取引され、上場し、又は値が付けられている有価証券を発行している又はかかる有価証券に関する事実上の債務者に該当する」非営利事業体には、この特別緩和措置は適用されない。

これらの開示は、財政状態計算書と財務業績報告書を発行する年次報告期間及び期中報告期間ごとに行う必要がある。

当 ASU にはまた、米国 GAAP の他の分野における開示義務を果たすためにはラスト・オブ・レイヤー法によるヘッジ関係に起因する簿価修正額を配分すべき場合があると示されている。かかる配分は、規則的かつ合理的な方法で行う必要があり、ポートフォリオか又は個別資産のいずれかのレベルを選択して行うことができる。

## 発効日及び移行措置

### 発効日

公開企業に関しては、当 ASU は 2018 年 12 月 16 日以降に開始する年度及びその中間期間から適用しなければならない。

その他の事業体はすべて、当 ASU は 2019 年 12 月 16 日以降に開始する年度及び 2020 年 12 月 16 日以降に開始する年度内の中間期間から適用しなければならない。

また、当 ASU 公表後の中間期間又は年度からこの新指針を早期適用することもできる。中間期間にこの指針の見直しを早期適用するときは、移行に伴う調整を、当該中間期間が含まれる年度の期首から反映させる必要がある。

### 移行措置

各事業体は、適用日時点で存在するヘッジ関係<sup>15</sup>に修正遡及アプローチを適用することで当 ASU の規定を適用することになる。このアプローチのもとでは、キャッシュフローヘッジ又は純投資ヘッジを有する事業体は次の(1)及び(2)の調整を行うことになる：(1) AOCI に累積的影響額の調整を加え、調整後の額が、ヘッジ開始以来におけるヘッジ手段の公正価値の累積的変動額(新会計モデルのもとであれば損益に認識すべきだった額があれば、それを控除して得た額)に相当するようにする、(2) 適用日に表示されている直近期間の期首利益剰余金への、(1)に対応する調整。

適用年度における年次報告期間及び中間期間ごとに、ASC 250 が定めている所定の開示も次の(1)及び(2)に関して行うことが求められる：(1) 会計方針の変更の性質及び理由、(2) 適用日時点の資本又は純資産のうち、影響を受ける構成要素の期首残高に対する同変更による累積的影響。

適用日後に終了するすべての中間期間及び年度に、各事業体は将来に向かって次の(1)及び(2)の手続きを踏む必要がある：(1) ヘッジ対象が損益に影響を及ぼすときは、ヘッジ手段の公正価値に係る全変動額を、ヘッジ対象による損益への影響と同一の損益計算書科目に表示する(純投資ヘッジの有効性判定から除外した額を除く。かかる額については、当 ASU は表示を規定していない)、(2) この新指針によって見直された開示を行う。

<sup>15</sup> これは、「ヘッジ手段がまだ満期を迎えていない、売却されていない、解約されていない、又は行使されていない」ヘッジ関係で、適用日時点で当該事業体が指定解除していないものをいう。

## 移行の選択肢

当 ASU は次に示す移行の選択肢を定めており、各事業体は、どの選択肢を適用するか選択できる。金融機関に該当しない非公開会社及び非営利事業体（証券取引所又は店頭で（に）取引され、上場し、又は値が付けられている有価証券を発行している又はかかる有価証券に関する事実上の債務者に該当する非営利事業体を除く）は、次の期中又は年次財務諸表一式を発行できる準備が整う前に（期中財務諸表については発行する場合のみ）移行の選択肢を決定しなければならない。その他の事業体はすべて、適用後最初の有効性判定日より前に選択しなければならない。

### 適用日時点で存在するすべてのヘッジに関する移行の選択肢

- 適用除外部分の認識モデルを、ヘッジ関係の指定解除をすることなく、次の（1）及び（2）の調整を加えることで値洗い方式から償却方式へ変更できる：（1）AOCI への累積的影響額の調整、（2）初度適用日時点の期首利益剰余金への（1）に対応する調整。
- ヘッジの指定解除をすることなく、次の事項を明記してヘッジ文書を修正できる：
  - 次回からヘッジ有効性事前・事後判定を定性的に実施する旨
  - ショートカット法を使用しているヘッジ関係については、後になってショートカット法の使用が適当ではなかった又は適当ではなくなったと判断したときに有効性判定を実施するのに使用する定量的方法

### 適用日時点で存在する公正価値ヘッジに関する移行の選択肢

- 金利リスクの公正価値ヘッジに関しては、次の（1）又は（2）に合致する測定方法の見直しの適用を選択できる：（1）契約上のクーポンキャッシュフローのベンチマーク金利部分を用いて、ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を測定する、（2）金利リスクに起因する期限前償還可能な金融商品の公正価値の変動を計算するにあたり、ヘッジ関係の指定解除をすることなくベンチマーク金利の変動のみを検討する。この選択をするときは、各事業体は次の手続きを踏む必要がある：
  - その時点の簿価修正累計額を、当該事業体が見直し後の測定方法をヘッジ関係の存続期間を通して適用してきたと仮定した場合に適用日時点で計上しているだろう額に調整し、かつ、初度適用日時点の期首利益剰余金残高にそれに応じた調整を加える。
  - ヘッジ関係の当初開始日時点における契約上のクーポンキャッシュフローのベンチマーク金利部分を算定する。
- 測定方法を見直して契約上のクーポンキャッシュフローのベンチマーク金利部分を使用することを選択した事業体はまた、ヘッジ対象の一部を指定解除し、関係する簿価修正額を初度適用日時点の期首利益剰余金残高へ振り替えることもできる。
- 通貨スワップを用いて為替リスクの公正価値ヘッジをしている事業体は、ヘッジ関係の指定解除をすることなく、ヘッジ文書を修正して通貨スワップの通貨間ベーススプレッド部分をヘッジの有効性判定から除外し、その除外した部分を償却法を用いて認識できる。当該事業体は、あたかもヘッジ関係開始からこのアプローチを適用してきたかのごとく、この選択肢の適用による累積的影響について AOCI を調整し、かつ、初度適用日現在の期首利益剰余金にそれに応じた調整を加える必要がある。

### 適用日時点で存在するキャッシュフローヘッジに関する移行の選択肢

- キャッシュフローヘッジで、(1)キャッシュフロー合計の変動をヘッジ対象リスクにしていたが、(2)契約上定められた構成要素又は金利の変動に起因するキャッシュフローの変動をヘッジ対象リスクに指定できるようになったものについては、次の対応が可能である：
  - ヘッジ関係の文書を修正し、契約上定められた構成要素又は契約上定められた金利の変動を、ヘッジの指定解除をすることなくヘッジ対象リスクに指定する。
  - ヘッジの有効性判定において(仮想デリバティブ法又はその他認められる方法のもと)ヘッジ対象リスクの価値の変動を見積もるのに使用する金融商品の条件を、ヘッジ関係開始時点の市場データを基に決定する。
  - 以前認識したヘッジ関係の非有効性を、キャッシュフローヘッジに関する移行上の調整の一環として検討する。

### その他の移行の選択肢

- 満期保有目的に分類している債券が、ラスト・オブ・レイヤー法のもとヘッジできる条件を満たす場合は、売却可能に振り替えられる。同振替日時点で未実現の損益があれば、ASC 320-10-35-10(c)<sup>16</sup>に従って AOCI に計上する必要がある。

上記移行の選択肢のうち、(1)ショートカット法のヘッジ文書を修正するもの、(2)指定したヘッジ対象リスクを、契約上定められた構成要素又は契約上定められた金利の変動に起因するキャッシュフローの変動に変更するもの、(3)認識した除外部分に償却法を適用するものについては、各事業体は、「デリバティブ商品の損益部分を類似するヘッジに関する有効性判定において除外しているか否かなど、原則、互いに類似するヘッジの有効性は同じような方法で判定しなければならない」と定めている ASC 815-20-25-81 の指針を適用する必要はない。したがって、当 ASU 適用後のヘッジ関係に係る会計処理が、適用前から存在していたそれに類似するヘッジ関係と異なる場合がある。

適用日時点で存在する公正価値ヘッジで、ヘッジ対象が非課税の金融商品であるときは、SFIMA のミュニシパル・スワップ・レートに關係する金利リスクにヘッジ対象リスクを変更できる。事業体は、(1)この修正はヘッジの指定解除とその直後におけるヘッジ関係の再指定であるとみなす必要があり、かつ(2)指定解除したヘッジに關係する簿価修正累積額を、關係する他の米国 GAAP に準拠して適当な期間にわたり一定利率で償却し損益に計上する必要がある。

<sup>16</sup> FASB 会計基準のコード化体系サブトピック 320-10「Investments – Debt and Equity Securities: Overall(投資 — 債務及び資本証券:全般)」



## 全容の確認

当 ASU が定める規定の早期適用を検討している事業体は、適切な財務報告上の内部統制の整備を確実にし、当 ASU の会計基準及び開示義務が必ず遵守されるようにする必要がある。また上で説明した通り、移行の選択を当 ASU 適用後所定の期間内に行わなければならないため、どの移行の選択肢を適用したいかを事前に十分検討し、判断する必要がある。また ASC 815 の、互いに類似するヘッジの有効性は、判定から除外する部分の特定も含め同じような方法で判定するという基本規定は、当 ASU 適用後に実行するヘッジ関係に適用される。したがって、当 ASU を適用する時に、ヘッジ関係の有効性を将来判定するための望ましい方法を決定しておくことが大切になる(先に説明した通り、当 ASU の移行規定では、当 ASU 適用前・後の特定のヘッジ関係について、この規定の一定の免除が認められている)。

## ASU 2017-12 導入前の米国 GAAP 及び IFRS との比較

ASC 815 のヘッジ会計に関する指針は、IAS 第 39 号におけるヘッジ会計モデルと似ている。ヘッジ会計指針を各事業体によるリスク管理措置と整合性のとれた内容にするため、IASB は 2013 年、IFRS 第 9 号の修正を公表し、IFRS に新たな基本ヘッジ会計モデルを導入した。対照的に ASU 2017-12 は、導入前からあるヘッジ会計の枠組みを構成する多くの要素を残しており、対象を絞ってヘッジ会計モデルを改善させている。よって、IFRS 第 9 号に基づくヘッジ会計モデルと米国 GAAP に基づくヘッジ会計モデルの間には、多くの面で著しい相違が存在することになる。IFRS 第 9 号のヘッジ会計モデルに関する詳細については、2013 年 11 月 26 日付の [Heads Up](#) を参照されたい。また、本 Heads Up の [付録](#) も併せてご覧いただきたい。

## 付録 — ヘッジ会計モデルの比較

下表で、ASU 2017-12 に基づくヘッジ会計モデルを構成する特定の要素を、当 ASU 導入前の米国 GAAP 及び IFRS 第 9 号と比較する。

項目	ASU 2017-12 導入前の米国 GAAP	ASU 2017-12	IFRS 9
すべてのヘッジに適用される修正			
ヘッジ会計適用要件の「極めて有効である」	ヘッジ手段は、公正価値又はキャッシュフローの変動を相殺するうえで極めて有効でなければならない。	ASU 2017-12 において変更は加えられていない。	「極めて有効である」という基準は概念として存在しない。その代わりに IFRS 第 9 号は、次の(1)から(3)を要求している：(1)ヘッジ手段とヘッジ対象の間に経済的関係が存在する、(2)信用リスクが、経済的関係を原因とする価値の変動の大半を占めない、(3)ヘッジ関係のヘッジ比率に、ヘッジ手段とヘッジ対象の実際の数値が反映されている。
ヘッジの定量的有効性判定	ヘッジ開始及びそれ以降に有効性を定量的に事前及び事後判定しなければならない(ただし、ショートカット法を適用している場合はこの限りではない)。	原則、ヘッジ開始時の定量的有効性事前判定の実施を求めている。ただし、所定の条件を満たせば、諸々の事実及び状況に変化がないことを条件に、ヘッジ開始後の有効性事前・事後判定を定性的に行うと選択できる。	有効性を判定するための方法を定めていない。継続的に(少なくとも各報告日に)定性的又は定量的判定を実施するよう求めている。
ヘッジ文書とヘッジ開始時の定量的有効性事前判定	ヘッジ開始時にすべての文書を作成しなければならない。	やはり、ヘッジ開始時に大半のヘッジ文書を作成しなければならないが、原則、最初の四半期ごとのヘッジ有効性判定日まで(すなわち最長 3 ヶ月)は、ヘッジ開始時の定量的有効性事前判定を実施する必要がない。状況によっては、ヘッジ開始時の定量的有効性事前判定をそれより早い時期に実施することが求められる。金融機関に該当しない非公開会社及び所定の非営利事業体は、次の期中又は年次財務諸表を発行できる準備が整うまで(期中財務諸表については発行する場合のみ)、ヘッジ開始時及び開始以降の各四半期に有効性判定を実施し文書にする必要がない(ただし、これらの事業体でも、ヘッジ開始時にヘッジ関係の所定の要素を文書にしなければならない)。	ヘッジ開始時にすべての文書を作成する必要がある。



(表の続き)

項目	ASU 2017-12 導入前の米国 GAAP	ASU 2017-12	IFRS 9
すべてのヘッジに適用される修正			
損益計算書における表示	損益計算書へのヘッジの損益に係る表示は規定されていない。	ヘッジ対象による損益への影響と同じ損益計算書科目に、ヘッジ手段の公正価値の変動を表示するよう求めている(純投資ヘッジの有効性判定から除外する公正価値の変動を除く。同変動については、損益計算書における表示は特に規定されていない)。また、ヘッジ対象の予定取引が行われな可能性が高いときの AOCI からの戻入額に関する表示についても、特に規定がない。	ヘッジの損益に係る損益計算書上の表示は特に規定されていない。ヘッジ手段の一部として指定していない時間価値部分は、当初は OCI にて繰り延べて、当期損益にて認識しない。
ヘッジ関係の自発的な指定解除	ヘッジ関係の指定を解除することで、随時、ヘッジ会計を自発的に中止できる。	ASU 2017-12 において変更は加えられていない。	ヘッジ関係(又はヘッジ関係の一部)がヘッジ会計適用基準を満たさなくなったときに限り、指定を解除できる。
ショートカット法	金利スワップ及び利付金融商品を含むヘッジ関係で、所定の要件を満たす場合は認められている。  金利リスクの部分期間公正価値ヘッジには適用できない。	既存モデルのままである。ただし、以下の条件が満たされる限り、ショートカット法の使用が適当ではなかった又は適当ではなくなったと判断する場合はロングホール法の適用が認められる: <ul style="list-style-type: none"><li>ショートカット法を適用できなくなったときにヘッジの有効性判定とヘッジに係る損益の測定に使用する定量的方法を、ヘッジ開始時に文書にしていた。</li><li>ショートカット法の適用基準を満たしていなかった時期もヘッジが極めて有効だった。</li></ul> また、この適用基準により、部分期間公正価値ヘッジについてもショートカット法による会計処理が可能になっている。	認められていない。

(表の続き)

項目	ASU 2017-12 導入前の米国 GAAP	ASU 2017-12	IFRS 9
すべてのヘッジに適用される修正			
ヘッジの有効性判定から除外した額の会計処理	かかる額の公正価値の変動は当期損益に認識する。損益計算書上の表示は規定されていない。	除外した部分の当初価値を、規則的かつ合理的な方法を用いてヘッジの存続期間にわたり償却し、損益に計上する。  ヘッジ開始後の期には、除外した部分の公正価値に係る変動と上記の規則的かつ合理的な方法のもと損益に認識した額に差異があれば、OCI(純投資ヘッジについてはCTA)に認識する。  除外した部分の額はすべて(純投資ヘッジに関する額を除く)、ヘッジ対象による損益の影響と同じ損益計算書科目に認識する。  あるいは、当 ASU 導入前の指針に準拠する稼得利益アプローチを用いた値洗い法の適用を選択できる。	除外した部分の公正価値に係る変動は、ヘッジ対象に関係する場合は OCI にまずは認識し、独立した資本項目に累積計上する。  それ以降の会計処理は、(1)ヘッジ対象を、取引に関連すると判定するか又は期間に関連すると判定するか、(2)ヘッジ対象が非金融資産に認識されるか又は非金融負債に認識されるか、によって変わる。  IFRS 第 9 号は基本的に、かかる額を損益計算書のどこに認識すべきかを規定していない(すなわち、非金融資産又は非金融負債の簿価修正として認識する額以外)。
キャッシュフローヘッジに適用される修正			
ヘッジの非有効部分の測定及び認識 — キャッシュフローヘッジ	ヘッジの非有効部分を定期的に測定・認識しなければならない(キャッシュフローの累積的アンダーヘッジに起因する額を除く)。	各報告期間にヘッジの非有効部分を認識しなければならないという規定が削除されている。	各報告期間にヘッジの非有効部分を測定・認識するよう求めている(キャッシュフローの累積的アンダーヘッジに起因する額を除く)。
予定している非金融資産の購入又は売却の構成要素をヘッジ対象に指摘できるか否か	非金融アイテムの特定の構成要素に係るキャッシュフローの変動をヘッジ対象リスクに指定することを認めていない。ただし、為替レートに関する変動に起因する機能通貨換算後のキャッシュフローの変動リスクを除く。	予定している非金融資産の購入又は売却のキャッシュフローヘッジにおいて、「契約上定められた構成要素の変動に起因するキャッシュフローの変動リスク」をヘッジ対象リスクに指定することを認めている。ただし、当該ヘッジが所定の基準を満たしていなければならない。	他の構成要素と区別して識別可能でありかつ信頼をもって測定可能な構成要素であればヘッジ対象に指定できるという原則のもと、非金融構成要素をヘッジ対象に指定できる。その際、その構成要素が契約上定められていることは要求されていない。
変動利率型金融商品の金利リスクのヘッジ	ベンチマーク金利の変動に起因するキャッシュフローの変動のみヘッジ可能。	契約上定められた金利をヘッジ対象リスクに指定できる。ベンチマーク金利をヘッジするという概念は削除されている。	他と区別して識別可能でかつ信頼をもって測定可能な構成要素を指定できる。

(表の続き)

項目	ASU 2017-12 導入前の米国 GAAP	ASU 2017-12	IFRS 9
<b>キャッシュフローヘッジに適用される修正</b>			
予定取引の集合に係るキャッシュフローヘッジへのクリティカル・ターム・マッチ法の適用	ヘッジ目的デリバティブの満期日と予定取引実行日の相違が原因のヘッジの非有効部分の額が最少額以上であるか否かを検討する必要がある。僅少許容金額より大きいときは、この方法は適用できず、こうした処理は会計上の誤謬に該当すると認識する必要がある。	次の(1)及び(2)が満たされる場合、予定取引の集合をキャッシュフローヘッジするときにクリティカル・ターム・マッチ法を使用できる: (1) 予定取引を、ヘッジ目的デリバティブの満期日と同じ 31 日の期間又は同じ会計月に実行する、 (2) クリティカル・ターム・マッチ法の他の適用基準がすべて満たされている。	特定のアプローチが存在しない。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の主要条件が一致するときは、ヘッジの有効性を定性的に判定できる。
<b>金利リスクの公正価値ヘッジに適用される修正</b>			
適格ベンチマーク金利	SIMFA のミュニシパル・スワップ・レートはベンチマーク金利として認められない。認められている米国のベンチマーク金利は、米国債の利率と、LIBOR スワップレート、フェデラルファンド実効スワップレート(オーバーナイト・インデックス・スワップレート)のみである。	当 ASU 導入前の米国 GAAP のもと認められている利率にくわえ、SIMFA のミュニシパル・スワップ・レートも米国の適格ベンチマーク金利である。	他と区別して識別可能でかつ信頼をもって測定可能な構成要素を指定できる。
金利リスクの部分期間公正価値ヘッジ	明確に禁じられてはいないが、かかるヘッジがすべてのヘッジ基準(極めて有効であるなど)を満たすことはほとんどない。	次の(1)及び(2)のみなし上の期間・事実を設定することで部分期間ヘッジを指定できる:(1)ヘッジ対象になっているキャッシュフローのうち最初のキャッシュフローが発生した時に開始し最後のキャッシュフローの支払期限が到来した時に終了する期間、(2)ヘッジ対象の満期が、ヘッジ対象になっている最後のキャッシュフローの支払期限が到来する日に発生する。これにより、ヘッジ関係が「極めて有効である」という基準を満たす確率が大きく高められている。	部分期間ヘッジは行うことができる。
ヘッジ対象の期限前償還可能な金融商品(コーラブル債など)に係る公正価値の変動の測定	コール又はプット機能が組み込まれている固定利率型債券に係るベンチマーク金利リスクのヘッジにおいては、組み込まれている当該期限前償還オプションによる債券価格の変動への影響を考慮に入れなければならない(ただし、ショートカット法を適用するときはこの限りではない)。ヘッジ対象が金利リスクに限定されていても、債券の期限前償還に繋がり得るすべての要素(金利や信用スプレッド、その他の要素)を考慮に入れる必要がある。	ヘッジの有効性判定及びベンチマーク金利の変動に起因する債券の公正価値の変動の測定をする際、コール又はプットオプションの行使にベンチマーク金利の変動がどのように影響を及ぼすかのみ(金利や信用、流動性などあらゆる変数による影響ではなく)を考慮に入れれば十分である。	具体的な指針を示していない。ただし、公正価値ヘッジの適用条件を満たす期限前償還オプションが組み込まれている部分については、ヘッジ対象の公正価値の変動を測定する際に、ヘッジ対象リスクの変動を原因とする期限前償還オプションの公正価値の変動を含めなければならない。

(表の続き)

項目	ASU 2017-12 導入前の米国 GAAP	ASU 2017-12	IFRS 9
金利リスクの公正価値ヘッジに適用される修正			
金利リスクの公正価値ヘッジにおけるベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動の測定	ベンチマーク金利の変動に起因するヘッジ対象の公正価値の変動を、ヘッジ対象の契約上の全クーポンキャッシュフローを考慮に入れて測定しなければならない。	ヘッジ対象の公正価値の変動を計算する際、契約上のクーポンキャッシュフローのベンチマーク金利部分を使用するか又は契約上の全クーポンキャッシュフローを使用するか選択できる。	ベンチマーク金利のキャッシュフローが他と区別して識別可能かつ信頼をもって測定可能であれば、ヘッジ対象に指定できる。ただし、指定するキャッシュフローのベンチマーク部分は、当該アイテム全体のキャッシュフロー合計以下でなければならない。
期限前償還可能金融商品で構成されるクローズドポートフォリオ又はそれに対する受益持分に関する金利リスクの公正価値ヘッジ	個別資産における期限前償還リスクの存在と、かかるポートフォリオのヘッジが部分期間ヘッジ会計の適用条件を満たさない可能性が高いことが原因で、運用が難しく、ヘッジ関係の指定解除と再指定を頻繁に行うことが必要になる。また、同類資産テストに合格することも難しくなり得る。	部分期間公正価値ヘッジとベンチマーク・クーポン測定の選択を組み合わせることで、ヘッジの有効性判定及びヘッジに係る損益の測定をする際に、期限前償還リスクや信用リスクを考慮に入れることなく、期限前償還可能資産で構成されるクローズドポートフォリオの一部を公正価値ヘッジすることが容易になっている。また、期限前償還可能金融資産で構成されるクローズドポートフォリオに対する一つ以上の受益持分(モーゲージ証券など)にもこの方法を適用できる。	金融資産又は金融負債で構成されるオープン(又はクローズド)ポートフォリオの金利リスクを公正価値ヘッジするためのモデルが盛り込まれていない。IASB は、こうした「マクロヘッジ」又は動的リスク管理戦略に起因する測定上の矛盾に対処するためのモデル開発を調査している一方、IAS 第 39 号の所定のヘッジ会計基準の適用を認めている。  IAS 第 39 号のもとでは、期限前償還可能アイテムで構成されるポートフォリオの金利リスクの公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ対象に個別の金融資産ではなく一定の金額を指定できる。また、かかるヘッジに関しては、ヘッジ対象の金利の変動に起因する公正価値の変動を、契約上の金利更新日ではなく予想金利更新日を基にヘッジできる。ただし、予想金利更新日に変更があった場合は、非有効部分が生じる。

## 登録

デロイトの Accounting Services Department が発行する *Heads up* およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 会計検査官の視点
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 税務会計と税務規定
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください(<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## DART と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報 *Technically Speaking* もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト・トーマツグループは日本におけるデロイト・トウシュートーマツ・リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト・トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュートーマツ・リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.